

益城町障害者活躍推進計画（町長部局）の実施状況について（令和7年度分）

	令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）	令和7年度実施状況
目標		
① 採用に関する目標	○正規職員と会計年度任用職員ともに、計画的に職員採用を行い、法定雇用率を達成する。	○令和7年6月1日時点における実雇用率は2.35%であり、法定雇用率（2.8%）を一時的に下回った 令和7年6月1日現在の障害者職員数：7.5人 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者職員数：0.5人 しかしながら、在職中職員の障害者手帳の新規取得に伴い、同年9月に法定雇用率を達成し、年度末までその達成水準を維持した。
② 定着に関する目標	○職場環境等を理由とする不本意な離職者を極力生じさせない。	○職場環境等を理由とする障害のある職員の離職者はなかった。期中の手帳取得も含め、安心して働き続けられる環境が維持されている。
取組内容		
1 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。（町長部局） ○障害者である職員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、周知する。	○総務課長を障害者雇用推進者として継続して選任した。 ○人事係長を相談窓口として定め、対象職員へ周知を行った。 また、「障害者職業生活相談員」の資格認定講習の受講を職員へ促し、6名が相談員の資格を取得した。
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	○障害者が従来の業務遂行が困難となった場合は、労働局に相談するなどして、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。	○令和7年度から新たに採用した障害のある職員の配置に合わせ、各課における職務の切り出しや受け入れ準備を適切に実施した。また、労働局等の専門機関と連携し、負担のない職務選定について継続的に検討した。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	○相談窓口での対応に加え、人事評価面談等を通じて、期中に手帳を取得した職員も含めた個々の状況を把握し、必要な配慮や業務調整等の措置を検討・実施した。 ○措置の実施に際しては、本人の意向を尊重しつつ、過重な負担とならないよう適切な調整に努めた。
4 その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。	○関係法令に基づき、障害のある職員が活躍できるよう、職場環境の整備や業務の見直しを通じて、活躍の場の拡大に努めた。